

平成31年2月22日

株式会社 TSUTAYAに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社 TSUTAYA（以下「TSUTAYA」といいます。）に対し、同社が供給する動画配信サービスに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社 TSUTAYA（法人番号 5011001103059）
所 在 地 東京都渋谷区南平台町16番17号
代 表 者 代表取締役 中西 一雄
設立年月 平成26年12月
資 本 金 1000万円（平成31年2月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

- ア 「TSUTAYA TV」と称するインターネットを介して動画を配信するサービスのうち「動画見放題」と称するプラン（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題プラン」という。）
イ 「動画見放題&定額レンタル8」と称する動画見放題プランとDVD及びブルーレイディスク（以下「DVD等」という。）並びにCDをインターネットで予約し宅配によりレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題&定額レンタル8」という。）
ウ 「TSUTAYA プレミアム」と称する動画見放題プランのうち「動画ポイント」と称するポイント（以下「動画ポイント」という。）の提供を除いたサービスと店舗においてDVD等をレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA プレミアム」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

別表1「表示媒体」欄記載の表示媒体

イ 表示内容（表示例：別紙）

(ア) 動画見放題プラン

「動画見放題 月額933円（税抜） 30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、あた

かも、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。

(イ) 動画見放題＆定額レンタル8

「人気の動画が見放題！ CDやDVDが借り放題！」と記載し、「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「動画見放題 見放題！ オンライン動画配信 月額933円（税抜）」、「定額レンタル8 借り放題！ CD／DVDの宅配レンタル 月額1,865円（税抜） ※9枚目以降は旧作のみ対象となります。」及び「動画見放題＆定額レンタル8 見放題＆借り放題！ 2つでお得！ 月額2,417円（税抜）」と記載するとともに、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」、「取扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる！」、「洋画 4,000本以上」、「アジア 12,000本以上」、「国内TV 8,000本以上」、「海外TV 12,000本以上」、「邦画 3,500本以上」、「アニメ 40,000本以上」及び「その他 22,000本以上」と記載することにより、あたかも、動画見放題＆定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(ウ) TSUTAYA プレミアム

a 自社ウェブサイト

「お店で旧作DVD借り放題！+ネットで動画配信見放題！ 月額1,000円（税抜）～」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

b 動画広告

(a) 「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信又は放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(b) 「TSUTAYA プレミアム」との文字及び「新しい映画生活 TSUTAYA プレミアムだぞう」との音声、「お店で旧作DVD借り放題」との文字及び「なんと旧作が借り放題」との音声並びに「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA

プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていました。

- (c) 「TSUTAYA プレミアム」との文字及び音声、「旧作DVD 借り放題」との文字及び「旧作借り放題」との音声並びに「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていました。

ウ 実際

(ア) 動画見放題プラン

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、「動画見放題」との記載の背景に掲載した動画の過半は動画見放題プランの対象動画ではなく、「人気ランキング」として掲載した全ての動画も動画見放題プランの対象動画ではなく、「近日リリース」として掲載した動画を配信する際も大部分が動画見放題プランの対象動画ではなかった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

(イ) 動画見放題&定額レンタル8

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(ウ) TSUTAYA プレミアム

a 自社ウェブサイト

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSU

T A Y A T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

b 動画広告

- (a) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。
- (b) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画の25パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が5パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。
- (c) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画の27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が8パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

エ 打消し表示

(ア) 動画見放題プラン

前記イ(ア)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページの下部に記載した「よくある質問」に、「▼動画見放題は新作も観られますか?」と記載し、当該記載をクリックすると、「実質0円で話題の最新作を観れるのはTSUTAYA T Vだけです。※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の『新作』でも2本ご覧いただけます。」との記載が表示され、「▼TSUTAYA T Vの動画配信とは?」と記載し、当該記載をクリックすると、「TSUTAYA T Vの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映像をどこででもお楽しみいただける動画配信サービスです。オススメの『動画見放題』プランなら、月額わずか933円(税抜)で、動画見放題(*)さらに、毎月1080

円分の動画ポイントつき！ まずは、いまでぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。 (*) 動画見放題プランは『動画見放題』対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。 毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、『新作』も含めお好きな作品をご覧いただけます。」との記載が表示されるようにしていたが、これらの記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に小さな文字で記載されているものであり、回答に係る記載は質問に係る記載をそれぞれクリックしなければ表示されないものであることから、一般消費者が前記イ(ア)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(イ) 動画見放題&定額レンタル8

前記イ(イ)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「※新作なども毎月付与される配信ポイント（1080pt）を利用して見ることができます。」と記載していたが、当該記載内容から動画見放題プランの対象動画に「新作」と称するリリースカテゴリの動画などが含まれないと認識するのは困難であることから、一般消費者が前記イ(イ)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(ウ) TSUTAYA プレミアム

a 自社ウェブサイト

前記イ(ウ)aの表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「『貸出中』がない」及び「ネット配信だから『貸出中だった・・・』がありません。対象作品一覧はこちら」と記載し、「対象作品一覧はこちら」との記載に「動画見放題」との文字で絞り込み検索が行われた多数の動画の画像等が掲載されたウェブページへのハイパーリンクを設定していたが、当該記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に「見放題」との文字と比較して小さな文字で記載されているものであること、また、「対象作品一覧はこちら」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記イ(ウ)aの表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

b 動画広告

(a) 前記イ(ウ)b(a)の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信又は放送した画面と同一の画面の下部において、「※TSUTAYA TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を配信又は放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ配信又は放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記イ(ウ)b(a)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(b) 前記イ(ウ)b(b)の表示のうち、「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送し

た画面と同一の画面の下部において、「※T S U T A Y A 動画配信サービスの『動画見放題』作品が対象です。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記イ(ウ)b(b)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(c) 前記イ(ウ)b(c)の表示のうち、「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面において、「新作・準新作などを除く動画見放題対象作品 約8000タイトルの中から」との文字を配信しているが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記イ(ウ)b(c)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

別表2 「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

T S U T A Y Aは、前記(1)の各役務について、それぞれ、不当表示の防止等を図るための表示内容の確認を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

T S U T A Y Aは、平成31年9月24日までに、別表2「課徴金額」欄記載の額を合計した1億1753万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9233

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1

役務名	表示媒体	表示期間
動画見放題プラン	自社ウェブサイト	平成28年4月1日から 平成30年1月10日までの間
動画見放題＆定額レンタル8	自社ウェブサイト	平成28年4月1日から 平成30年1月14日までの間
TSUTAYA プレミアム	自社ウェブサイト	平成29年10月2日から 平成30年1月11日までの間
	Y o u T u b e の 自社公式チャンネル	平成29年10月2日から 平成30年4月15日までの間
		平成30年4月16日から 同年5月14日までの間
	テレビコマーシャル	平成29年10月4日から 平成30年3月28日までの間
		平成29年12月8日から 同月24日までの間

別表 2

役務名	課徴金対象期間	課徴金額
動画見放題プラン	平成28年4月1日から 平成30年6月18日までの間	2000万円
動画見放題＆定額レンタル8	平成28年4月1日から 平成30年6月18日までの間	8502万円
TSUTAYA プレミアム	平成29年10月2日から 平成30年6月18日までの間	1251万円

TSUTAYA TV
TSUTAYAの動画配信サービス

TSUTAYATVのはじめ方 対応機種一覧 映像プリベートの利用

会員の方はこちら▶ R18

[無料お試しはこちら](#)



※無料お試し期間中に退会された場合は、料金はかかりません。
※無料お試しサービス終了後、お手続きなしで自動で有料サービスをご利用いただけます。

人気ランキング

1位



2位



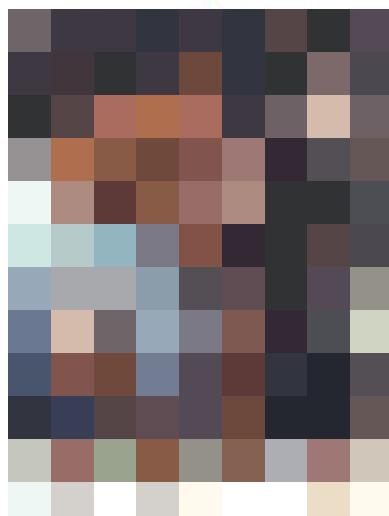
3位



4位



5位



6位



7位



8位



9位



10位

近日リリース

海外TVドラマ



洋画



邦画



アジアTVドラマ



洋画





よくある質問

▲ 動画見放題は新作も観られますか？

実質0円で話題の最新作を観れるのはTSUTAYA TVだけです。
※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の「新作」でも2本ご覧いただけます。

▲ TSUTAYA TVの動画配信とは？

TSUTAYA TVの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映画どこででもお楽しみいただける動画配信サービスです。オススメの「動画見放題」プランなら、月額わずか933円（税抜）で、動画見放題^(*)さらに、毎月1080円分の動画ポイントつき！まずは、いますぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。

^(*)
動画見放題プランは「動画見放題」対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。
毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、「新作」でもお好きな作品をご観いただけます。

▼ 信頼できるサービスですか？

- ▼ 「無料お試し」は、本当に無料で利用できますか？
- ▼ 使い方が難しいのでは？
- ▼ 解約はいつでもできますか？
- ▼ 画質の選択について
- ▼ 他の機器でも観られますか？
- ▼ 1ヶ月の無料お試しが終わったらどうなるのですか？
- ▼ 無料お試しの登録に、なぜクレジットカードが必要なのですか？

[利用規約](#) | [個人情報保護方針](#) | [特定期取引法に基づく表記](#) | [よくある質問](#)

(C)TSUTAYA Co.,Ltd.

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
- 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

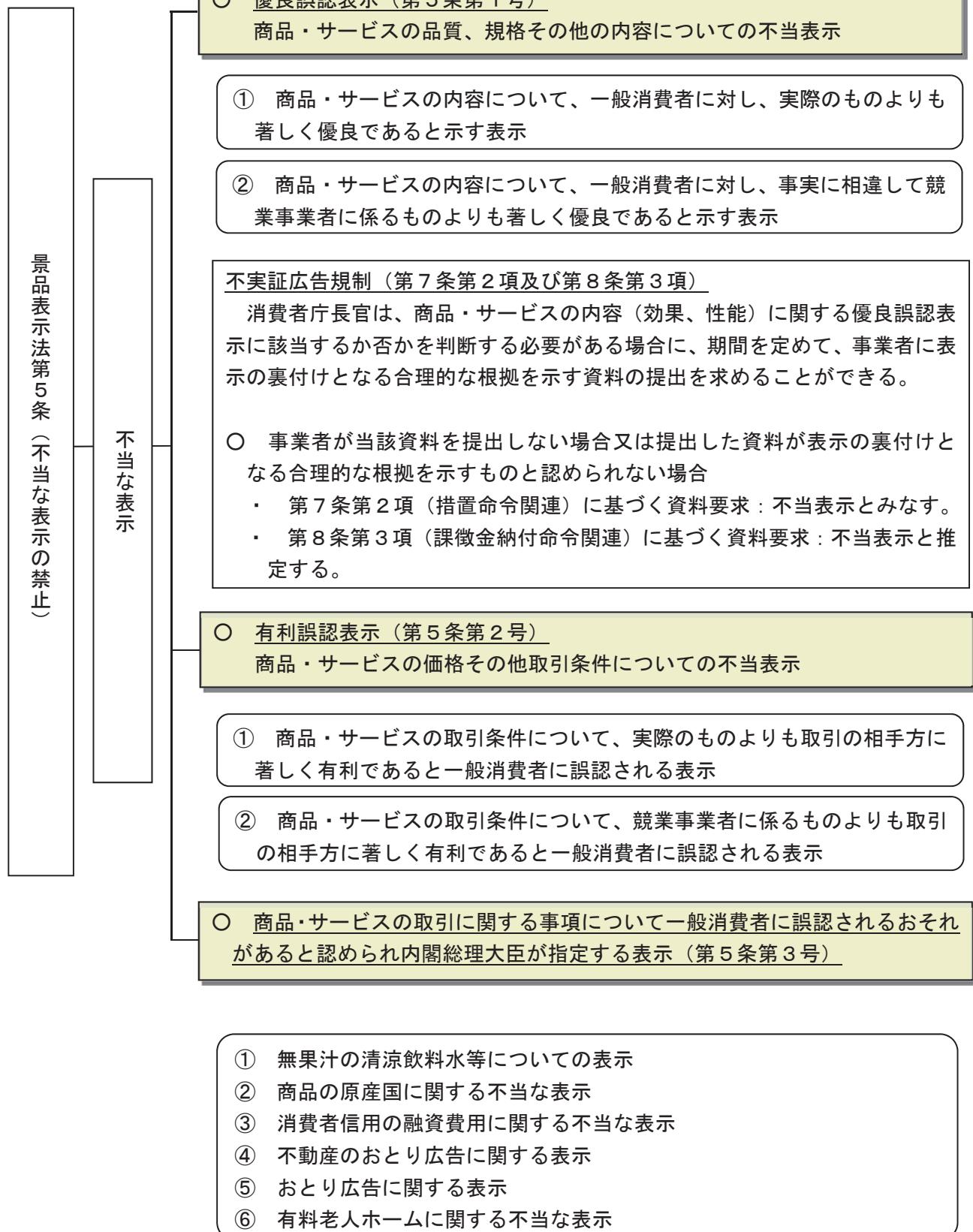
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主觀的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときには、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

返金措置による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者から申出があり、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金額を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付出相当額が課徴金額未満の場合
返金措置における金銭交付出相当額が課徴金額以上の場合
課徴金額の減額
課徴金の納付を命じない

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続き（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

制度開始日

平成28年4月1日

消表対第214号
平成31年2月22日

株式会社T S U T A Y A
代表取締役 中西 一雄 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「T S U T A Y A TV」と称するインターネットを介して動画を配信するサービスのうち「動画見放題」と称するプラン（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題プラン」という。）、「動画見放題&定額レンタル8」と称する動画見放題プランとDVD及びブルーレイディスク（以下「DVD等」という。）並びにCDをインターネットで予約し宅配によりレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題&定額レンタル8」という。）、並びに貴社が運営する店舗及び貴社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営する店舗を通じて供給する「T S U T A Y A プレミアム」と称する動画見放題プランのうち「動画ポイント」と称するポイントの提供を除いたサービスと当該各店舗においてDVD等をレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「T S U T A Y A プレミアム」という。）の3役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）の各役務の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社T S U T A Y A（以下「T S U T A Y A」という。）は、課徴金として金1億1753万円を平成31年9月24日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、T S U T A Y Aは、自己の供給する本件3役務の各役務の取引に関し、それぞれ、本件3役務の各役務の内容について、一般消費者に対し、実際のも

のよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件3役務の各役務である。
- イ(ア) 本件3役務の各役務について、TSUTAYAが前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。
- (イ) TSUTAYAは、本件3役務の各役務について、それぞれ、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の平成30年6月18日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、TSUTAYAが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表「最後に取引をした日」欄記載の日である。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件3役務の各役務について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。
- エ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件3役務の各役務に係るTSUTAYAの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。
- エ TSUTAYAは、本件3役務の各役務について、それぞれ、不当表示の防止等を図るための表示内容の確認を十分に行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、TSUTAYAが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件3役務の各役務の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した1億1753万円である。

よって、T S U T A Y Aに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

役務名	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
動画見放題プラン	平成28年4月1日から 平成30年1月10日までの間	平成30年6月18日	平成28年4月1日から 平成30年6月18日までの間	666,987,845円	20,000,000円
動画見放題&定額レンタル8	平成28年4月1日から 平成30年1月14日までの間	平成30年6月18日	平成28年4月1日から 平成30年6月18日までの間	2,834,044,818円	85,020,000円
T S U T A Y A プレミアム	平成29年10月2日から 平成30年5月14日までの間	平成30年6月18日	平成29年10月2日から 平成30年6月18日までの間	417,254,950円	12,510,000円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社TSUTAYA（以下「TSUTAYA」という。）は、東京都渋谷区南平台町16番17号に本店を置き、TSUTAYAのフランチャイズチェーンに加盟する事業者（以下「加盟店」という。）に対し、指定する商標等を使用することを許諾しつゝ義務付けるとともに、加盟店による映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗の経営について、統一的な方法で指導や援助を行い、これらの対価として加盟店から金銭を收受する事業や自ら映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗を運営する事業、インターネット宅配レンタル事業や動画配信サービス事業等を営む事業者である。
- 2 TSUTAYAは、平成28年4月1日、TSUTAYAを存続会社として株式会社T-MEDIAホールディングスと合併し、同社の事業の全てを承継している。
- 3 TSUTAYAは、TSUTAYAが供給する「TSUTAYA TV」と称するインターネットを介して動画を配信するサービス（以下「TSUTAYA TV」という。）のうち「動画見放題」と称するプラン（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題プラン」という。）、「動画見放題&定額レンタル8」と称する動画見放題プランとDVD及びブルーレイディスク（以下「DVD等」という。）並びにCDをインターネットで予約し宅配によりレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（平成28年4月1日から平成30年6月18日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「動画見放題&定額レンタル8」という。）、並びにTSUTAYAが運営する店舗及び加盟店が経営する店舗を通じて供給する「TSUTAYA プレミアム」と称する動画見放題プランのうち「動画ポイント」と称するポイント（以下「動画ポイント」という。）の提供を除いたサービスと当該各店舗においてDVD等をレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA プレミアム」という。）の3役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）について、動画見放題プラン及び動画見放題&定額レンタル8については自ら一般消費者に提供しており、TSUTAYA プレミアムについては自ら運営する店舗及び加盟店が経営する店舗を通じて一般消費者に提供している。
- 4 TSUTAYAは、本件3役務に係る「T-SITE」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）、テレビコマーシャル及び「YouTube」と称する動画共有サービスにおける「TSUTAYA channel」と称する自社公式チャンネル（以下「本件公式チャンネル」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 5 TSUTAYAがTSUTAYA TVにおいて配信する動画には、店舗等においてDVD等としてレンタルしている動画と、店舗等においてDVD等としてレンタルしていない動画があり、店舗等においてDVD等としてレンタルしている動画については、当該DVD等のレンタル開始日から起算して、90日以内のものを「新作」、91日から3

90日までのものを「準新作」、391日から720日までのものを「まだまだ話題作」として、721日以上のものを「旧作」の4つのリリースカテゴリに分類している。また、TSUTAYAは、TSUTAYA-TVにおいて配信する動画について、大きく、「洋画」、「邦画」、「海外TVドラマ」、「アジアTVドラマ」、「アニメ」、「バラエティ・その他」及び「アダルト」の7つのジャンルに分類している。

6 TSUTAYAは、本件ウェブサイトにおいて、「人気ランキング」として、TSUTAYA-TVにおいて配信する動画のレンタル件数及び購入件数の集計結果に基づき、件数の多い順にランキングした1位から10位までの10本の動画の画像を掲載しており、「近日リリース」として、TSUTAYA-TVにおいて近日中に配信予定の動画のうち、劇場興行収入や類する過去作品のレンタル件数の多いものなど10本の動画の画像を掲載している。

- 7(1) TSUTAYAは、本件3役務を一般消費者に提供するに当たり、それぞれ
- ア 動画見放題プランについて、本件ウェブサイトにおいて、平成28年4月1日から平成30年1月10日までの間、「動画見放題 月額933円（税抜） 30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」と「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、あたかも、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」と「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA-TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。
 - イ 動画見放題&定額レンタル8について、本件ウェブサイトにおいて、平成28年4月1日から平成30年1月14日までの間、「人気の動画が見放題！ CDやDVDが借り放題！」と記載し、「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「動画見放題 見放題！ オンライン動画配信 月額933円（税抜）」、「定額レンタル8 借り放題！ CD／DVDの宅配レンタル 月額1,865円（税抜） ※9枚目以降は旧作のみ対象となります。」及び「動画見放題&定額レンタル8 見放題&借り放題！ 2つでお得！ 月額2,417円（税抜）」と記載するとともに、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」、「取扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる！」、「洋画 4,000本以上」、「アジア 12,000本以上」、「国内TV 8,000本以上」、「海外TV 12,000本以上」、「邦画 3,500本以上」、「アニメ 40,000本以上」及び「その他 22,000本以上」と記載することにより、あたかも、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA-TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

ウ TSUTAYA プレミアムについて

(ア) 本件ウェブサイトにおいて、平成29年10月2日から平成30年1月11日までの間、「お店で旧作DVD借り放題！+ネットで動画配信見放題！ 月額1,000円（税抜）～」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(イ) 地上波放送のテレビコマーシャルにおいて

a 平成29年10月4日から平成30年3月28日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

b 平成29年12月8日から平成29年12月24日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び「新しい映画生活 TSUTAYA プレミアムだぞう」との音声、「お店で旧作DVD借り放題」との文字及び「なんと旧作が借り放題」との音声並びに「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(ウ) 本件公式チャンネルにおいて

a 平成29年10月2日から平成30年4月15日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

b 平成30年4月16日から平成30年5月14日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び音声、「旧作DVD 借り放題」との文字及び「旧作借り放題」との音声並びに「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(2) 実際には

ア 前記(1)アについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセント

ないし9パーセント程度であった。また、「動画見放題」との記載の背景に掲載した動画の過半は動画見放題プランの対象動画ではなく、「人気ランキング」として掲載した全ての動画も動画見放題プランの対象動画ではなく、「近日リリース」として掲載した動画を配信する際も大部分が動画見放題プランの対象動画ではなかった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

イ 前記(1)イについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

ウ(ア) 前記(1)ウ(ア)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(イ) a 前記(1)ウ(イ)aについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

b 前記(1)ウ(イ)bについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の25パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの

対象動画の割合が5パーセントないし9パーセント程度であり、T SUTAYA プレミアムを契約すれば、T SUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

- (ウ) a 前記(1)ウ(ウ) aについて、動画見放題プランの対象動画は、T SUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T SUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、T SUTAYA プレミアムを契約すれば、T SUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。
- b 前記(1)ウ(ウ) bについて、動画見放題プランの対象動画は、T SUTAYA TVにおいて配信する動画の27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T SUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が8パーセント程度であり、T SUTAYA プレミアムを契約すれば、T SUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(3) なお、T SUTAYAは

ア 前記(1)アの表示を記載したウェブページと同一のウェブページの下部に記載した「よくある質問」に、「▼動画見放題は新作も観られますか？」と記載し、当該記載をクリックすると、「実質0円で話題の最新作を観るのはT SUTAYA TVだけです。 ※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の『新作』でも2本ご覧いただけます。」との記載が表示され、「▼T SUTAYA TVの動画配信とは？」と記載し、当該記載をクリックすると、「T SUTAYA TVの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映像をどこででもお楽しみいただける動画配信サービスです。 オススメの『動画見放題』プランなら、月額わずか933円（税抜）で、動画見放題（＊）さらに、毎月1080円分の動画ポイントつき！ まずは、いますぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。

（＊） 動画見放題プランは『動画見放題』対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。 毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、『新作』も含めお好きな作品をご覧いただけます。」との記載が表示されるようにしていましたが、これらの記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に小さな文字で記載されているものであり、回答に係る記載は質問に係る記載をそれぞれクリックしなければ表示されないものであることから、一般消費者が前記(1)アの表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

イ 前記(1)イの表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「※新作なども毎月付与される配信ポイント（1080pt）を利用して見ることが可能です。」と記載していたが、当該記載内容から動画見放題プランの対象動画に「新作」と称するリリースカテゴリの動画などが含まれないと認識するのは困難であることから、一般消費者が前記(1)イの表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

ウ(ア) 前記(1)ウ(ア)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「『貸出中』がない」及び「ネット配信だから『貸出中だった・・・』がありません。対象作品一覧はこちら」と記載し、「対象作品一覧はこちら」との記載に「動画見放題」との文字で絞り込み検索が行われた多数の動画の画像等が掲載されたウェブページへのハイパーリンクを設定していたが、当該記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に「見放題」との文字と比較して小さな文字で記載されているものであること、また、「対象作品一覧はこちら」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記(1)ウ(ア)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(イ) a 前記(1)ウ(イ) a の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を放送した画面と同一の画面の下部において、「※T S U T A Y A TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記(1)ウ(イ) a の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

b 前記(1)ウ(イ) b の表示のうち、「T S U T A Y Aの動画配信見放題」との文字及び「T S U T A Y Aの動画配信が見放題」との音声を放送した画面と同一の画面の下部において、「※T S U T A Y A動画配信サービスの『動画見放題』作品が対象です。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記(1)ウ(イ) b の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(ウ) a 前記(1)ウ(ウ) a の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面の下部において、「※T S U T A Y A TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を配信していたが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記(1)ウ(ウ) a の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

b 前記(1)ウ(ウ)bの表示のうち、「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面において、「新作・準新作などを除く 動画見放題対象作品 約800タイトルの中から」との文字を配信しているが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記(1)ウ(ウ)bの表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。